

貿易協定と産業発展

- ヨルダンのQIZ協定 -

土屋一樹

はじめに

- I アメリカの中東貿易政策
 - II ヨルダンの貿易協定と輸出状況
 - III QIZの仕組みと成果
- おわりに

はじめに

世界的な貿易自由化の流れのなかで、1990年代以降、自由貿易協定(FTA)の締結が増加している。中東地域においてもFTA締結は活発化しており、大アラブ自由貿易地域(GAFTA)など地域の過半数の国が加盟するFTAも発効している。一方、アメリカとEUは、中東地域の安定化政策として中東各国との貿易協定締結を推進している。貿易協定を契機とした経済発展の実現が中東地域に安定をもたらすとのシナリオである。では、実際に貿易協定は中東各国の経済発展を促しているだろうか。本稿では、中東地域で貿易協定の締結に積極的なヨルダンを取り上げて、貿易協定が経済発展に果たす役割を検討する。

ヨルダンは、周辺諸国との貿易協定に加え、アメリカやEUなど先進国との貿易協定締結にも積極的である。特に、アメリカの中東自由貿易地域構想(MEFTA)に基づいてアメリカとさま

ざまな協定を締結している。そのなかで、近年のヨルダンの輸出拡大に寄与しているのがQIZ(Qualified Industrial Zones)協定というアメリカに対する輸出協定である。QIZ協定は、イスラエルと周辺各国との経済的結びつきを深めることを目的としてアメリカが提案した輸出優遇措置を中心とする貿易協定であり、ヨルダンは1996年にQIZ協定を締結した。その後、現在までにQIZ協定に基づく輸出はヨルダンの全輸出額の約4分の1にまで増加し、最近の輸出急増の主な要因となっている。本稿は、QIZ協定に焦点を当て貿易協定と産業発展について論じる。後述するように、QIZ協定によってヨルダンでは縫製業が発展し、現在までにヨルダン最大の輸出品目となっている。本稿の目的は、QIZ協定と他の貿易協定の違いは何か、QIZ協定が縫製業の発展を促した要因は何か、を明らかにすることである。

以下、まず第I節でアメリカの中東貿易政策について概観し、第II節でヨルダンの貿易協定と近年の輸出状況を検討する。第III節ではQIZ協定の仕組みと成果を整理した後、QIZ協定が産業発展に与えた影響を論じる。最後に貿易協定と産業発展についてまとめる。

I アメリカの中東貿易政策

ジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush)米政権は、2003年5月、中東・北アフリカ20カ国・地域との自由貿易地域(Middle East Free Trade Area: MEFTA)形成構想を公表した^(注1)。MEFTAは「対テロ戦争」(War on terrorism)に寄与する戦略の一つとして提案されたもので、貿易を通じて中東・北アフリカ地域の繁栄と民主化を達成させることが目的である。「構想」では、さまざまな特恵的貿易協定をステップに10年後(2013年)までにMEFTAを実現するとしている。なおMEFTA構想への参加条件として、ブッシュ政権は、①アメリカとの貿易拡大を望む「平和的」な国で、②経済改革と自由化を実施する準備が

できており、③イスラエルに対するボイコットに参加しないことをあげている。

MEFTA形成へ向け、ブッシュ政権は、①グローバルな貿易制度への統合を促すWTOへの加盟支援、②アメリカへの輸出に対する「特恵関税制度」(Generalized System of Preferences: GSP)の適用^(注2)、③貿易拡大と経済摩擦の解決枠組みとなる「貿易および投資枠組協定」(Trade and Investment Framework Agreements: TIFAs)の締結、④投資に対する内国民待遇を保証する「相互投資条約」(Bilateral Investment Treaties: BITs)の締結、⑤原則すべての関税および非関税障壁を撤廃する「自由貿易協定」(Free Trade Agreements: FTAs)の締結、という五つの段階を設定した。また同時に「中東パートナーシップ・イニシアティブ」(Middle East Partnership Initiative)の基金

表1 アメリカの中東自由貿易地域構想の進捗状況

	WTO	GSP	TIFA	BIT	FTA
アルジェリア	加盟交渉中	有効	2001年		
イエメン	加盟交渉中	有効	2004年		
イスラエル	1995年	対象外	有効	有効	1985年
イラク	加盟交渉中	有効	2005年		
イラン	加盟交渉中	対象外			
エジプト	1995年	有効	1999年	1992年	
オマーン	2000年	有効	2004年		調印(2006年1月)
カタール	1996年	対象外	2004年		
キプロス	1995年				
クウェート	1995年	対象外	2004年		
サウジアラビア	2005年	対象外	2003年		
シリア		対象外			
チュニジア	1995年	有効	2002年	1993年	
バハレーン	1995年	対象外	2002年	2001年	調印(2006年1月)
パレスチナ		有効			
モロッコ	1995年	有効	有効	1991年	2006年
ヨルダン	2000年	有効	有効	2003年	2001年
リビア	オブザーバー	対象外			
レバノン	加盟交渉中	有効			
UAE	1996年	対象外	2004年		交渉中

(出所) Bolle(2006), USTR(2006)に基づいて筆者作成。

による、貿易拡大能力の構築支援を行うとしている。

表1は2006年3月時点におけるMEFTA構想進捗状況を示したものである。WTO加盟支援では、MEFTA構想の表明後の2005年にサウジアラビアがWTO加盟を果たした。TIFAに関しては、イエメン、イラク、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、UAEの7カ国が2003年以降に締結に至った結果、MEFTA対象の20カ国・地域のうち14カ国がアメリカとTIFAを締結済みとなった。またBITではヨルダンが2003年に締結に至っている。そしてFTAは、モロッコ、パハレーン、オマーンの3カ国が2003年以降に合意し、それ以前にFTAが発効しているイスラエルとヨルダンを加えると、MEFTA対象の20カ国・地域のうち5カ国がアメリカとFTAを締結した。なお次のFTA締結候補として、UAEが締結交渉を開始している。一方、2006年1月から交渉開始予定であったエジプトの締結交渉は延期され、2006年3月時点では交渉開始の見通しが立っていない〔Wahish 2006〕

以上から、これまでのアメリカのMEFTA構想は、TIFA締結を中心に進められていることがわかる。またFTAについても締結交渉が加速している。この結果、2006年3月時点で、MEFTA構想の五つのスキームすべてを満した国(GSPについては対象国のみ)は、構想公表前の1カ国(イスラエル)から4カ国(イスラエル、パハレーン、モロッコ、ヨルダン)になった。

II ヨルダンの貿易協定と輸出状況

1. 締結済みの貿易協定

ヨルダンは2000年以降にさまざまな貿易協定

を締結している。本節では、QIZ協定以外で現在までに締結された貿易協定の内容を概観する。

WTO

ヨルダンは1994年にWTO(当時はGATT)に加盟申請を行い、WTO基準に適合させるべく国内法制度の改正を実施した。主な改正分野は、知的財産権、関税法、一般売上税、度量衡基準などである。また新たな法規として、国内生産保護や外国人投資などを制定した。関税率に関しても、2010年までに原則30%以下に削減することを決定した。その後、主要国との二国間協議を経て、2000年4月、WTOに正式に加盟した。

EU-MED連合協定^(注3)

EU・地中海パートナーシップ協定(バルセロナ・プロセス)における相互アプローチの柱である連合協定が2002年5月に発効した。この結果、ヨルダンからEUへの輸出について、工業製品の関税免除と農産物の特恵的なアクセスが実現した。またEUからヨルダンへの輸出に関しては、段階的に関税を削減し、原則として12年以内に工業品に関する関税を撤廃することとされた。関税削減以外にも、連合協定ではヨルダンに対する知的財産権規定、経済協力、金融支援などが盛り込まれた。

アガディール協定

EUは、バルセロナ・プロセスの多国間アプローチの一つとして非EU地中海諸国間での自由貿易協定締結を支援しており、その一環としてヨルダンは、2004年2月、エジプト、モロッコ、チュニジアの3カ国と自由貿易協定(アガディール協定)に調印した。アガディール協定によって、締結国間での関税免除と、EUへの輸出に際し加盟国の原産地比率を自国の原産地比率として積算することが可能となる。

ヨルダン - EFTA 諸国自由貿易協定

2001年6月にEFTA諸国(アイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン)との自由貿易協定に調印し、2002年1月からスイスと先行発効した。協定では、ヨルダンからの輸出品は即時の関税撤廃、EFTA諸国からの輸出品は12年以内に段階的に関税を削減することになっている。農産物についてはヨルダンと各EFTA諸国が二国間で交渉し個別に関税削減を実施することになっている。またEFTA諸国による地域統合支援として、エジプト、パレスチナ、イスラエル産の材料をヨルダンのローカルコンテンツとして組み入れることを認めている。

大アラブ自由貿易地域 (GAFTA)

アラブ連盟加盟国間での自由貿易実現に向け、1997年2月にGAFTAプログラムが開始された。当初は、毎年10%の関税削減を実施し10年後(2008年)に自由貿易を実現する計画であったが、2001年に計画の加速を決定し、2005年1月から加盟17カ国・地域間で完全自由貿易が実現した^(注4)。ただし、スーダンとイエメンは後発途上国として2010年までの段階的関税削減を、またパレスチナは特惠条件として輸入関税の賦課と輸出品の免税が承認された。

ヨルダン - シンガポール自由貿易協定

2004年5月にシンガポールとの自由貿易協定に調印した。協定では、ヨルダンからの輸出品については協定発行直後からの関税免除を、シンガポールの輸出品については10年以内に段階的に関税を削減することが合意された。また関税削減以外に、投資促進とサービス分野での市場開放に関しても合意した。

ヨルダン - アメリカ自由貿易協定

アメリカとの自由貿易協定は2001年12月に

発効した。協定では発効から10年以内に関税を撤廃することが合意された。原則として協定発効時に関税率が5%未満の財については2年以内に、5~10%の財については4年以内、11~20%の財は5年以内、20%以上の財は10年以内に関税を撤廃することとされた。ただし、家禽肉類、リンゴ、自動車、QIZで生産されている財に関しては、例外品目として、個別に関税削減スケジュールが策定された。

原産地規定では、ヨルダン製と認められるには原産地比率(付加価値もしくは生産コスト)が35%以上であることとしているが、そのうち15%まではアメリカ製の財をヨルダンの原産地比率に組み入れることができる。したがって、アメリカ製の原材料や部品を生産コストの15%以上使用する場合には、ヨルダンで財の20%の価値もしくは生産コストが付加されればヨルダン製品として自由貿易協定の対象となる。なお、衣料品は例外品目として、この原産地規定は適用されないことになっている。

また、自由貿易協定発効後15年間は、アメリカ製品の輸入急増に直面した場合、ヨルダン政府がセーフガードを発令することを認めるなど、ヨルダンの産業発展へ配慮する条項も盛り込まれた。

2. ヨルダンの輸出状況

2000年以降のヨルダンの主な輸出先と輸出品目を示したのが表2および表3である。ヨルダンの輸出額は2000年からの5年間で2倍以上の増加と急拡大している。主要輸出先(表2)では、アメリカとイラクへの輸出増加が顕著である。特にアメリカは2003年以降に最大の輸出相手国となった。アメリカへの輸出は2001年から急激

表2 ヨルダンの主要輸出先(2000~2004年)

(単位:1,000ヨルダン・ディナール)

		2004	2003	2002	2001	2000
1	アメリカ	722,203	468,564	304,393	164,552	44,848
2	イラク	361,915	223,982	311,836	299,355	100,053
3	インド	178,393	141,025	159,744	145,322	172,241
4	サウジアラビア	138,282	109,384	105,339	95,556	92,049
5	シリア	94,630	63,960	46,721	25,636	16,540
6	UAE	77,091	65,740	56,570	58,861	47,638
7	イスラエル	73,413	68,514	87,115	72,853	55,275
8	エチオピア	51,272	4,532	11,770	4,119	6,241
9	アルジェリア	48,964	40,575	31,393	20,779	13,539
10	レバノン	40,961	32,590	34,659	27,657	24,123
11	クウェート	36,817	26,645	24,726	24,827	19,543
12	イラン	36,099	18,859	8,003	6,310	3,418
13	インドネシア	24,479	19,211	14,780	21,046	20,028
14	中国	24,307	25,530	32,438	29,547	32,999
15	スーダン	23,418	18,967	23,409	16,046	13,796
16	パレスチナ	20,950	16,949	16,619	17,340	19,344
17	エジプト	20,208	17,103	11,304	14,853	16,920
18	スイス	19,332	591	30	2,351	54
19	イエメン	18,283	15,202	12,305	11,721	11,155
20	リビア	17,634	12,637	15,615	20,279	16,468
21	マレーシア	16,359	13,616	12,216	16,650	14,779
22	カタール	15,919	17,485	18,636	17,845	15,153
23	パキスタン	14,577	16,092	21,857	18,103	24,411
24	スペイン	12,626	8,200	4,661	5,891	4,718
25	バハレーン	12,555	12,522	13,339	13,001	10,571
	全輸出額	2,306,627	1,647,718	1,556,748	1,352,371	1,080,817

(出所) Department of Statistics (2005a)

に拡大しており、2000年には全輸出額の4%だったのが2004年には31%を占めるに至った(アメリカへの輸出の詳細については後述)。

アメリカに次ぐ輸出相手国(2004年実績)がイラクである。ヨルダンにとって、イラクは2001年と2002年には最大の輸出先であり、2003年はイラク戦争の影響で輸出額が減少したものの、2004年には再び大きく増加した。この結果、全輸出額に占めるイラクの割合は、2004年では約15%となっている。アメリカとイラクへの輸出増加は、2004年までの4年間の全輸出額増加分

の77%を占めており、この期間におけるヨルダンの輸出増加の大部分がこの2カ国への輸出拡大によるものであった。

アラブ諸国への輸出に関しては、2004年までの5年間、全輸出額の40~50%を占め地域としては最大の輸出先となっている。また2004年の輸出先上位25カ国・地域のうち、2005年1月に発効したGAFTA対象国(当初16カ国)が13カ国入っており、ヨルダンにとってGAFTAは今後の輸出拡大に大きな役割を果たしうると考えられる。

表3 ヨルダンの輸出品目(SITC大分類)

(単位: 1,000ヨルダン・ディナール)

SITC	品目	2004*	2003	2002	2001	2000
0	食料品および動物	200,882	156,641	141,316	135,530	116,422
1	飲料およびタバコ	47,051	44,771	30,293	22,773	8,596
2	非食品原材料	314,565	258,607	252,324	250,165	249,306
3	鉱物性燃料	16,035	4,613	99	149	99
4	動植物性油脂	112,956	41,775	67,819	42,735	44,731
5	化学製品	517,578	389,664	391,855	345,135	347,161
6	工業製品	156,759	132,218	159,721	168,795	113,619
7	機械類,輸送用機器	106,368	77,083	101,175	122,826	69,253
8	雑製品(衣類)	841,230	567,514	412,111	264,262	131,497
9	特殊取扱品	20,674	2,189	35	1	133
	合計	2,334,098	1,675,075	1,556,748	1,352,371	1,080,817

(注)* 暫定値。

(出所) Department of Statistics (2005b)

他の貿易協定では、EFTA諸国との自由貿易協定で先行発効国(2002年1月発効)となったスイスへの輸出が2004年に急拡大している。スイスへの主な輸出品目は「金(加工していないもの)」であり、スイスへの輸出額の95%を占めている。

主な輸出品目(表3)では、「雑製品」(SITC大分類8)の輸出増加額が著しい。「雑製品」輸出の約85%が衣料品であり、2002年以降はヨルダン最大の輸出品目となっている。衣料品は、2004年までの4年間で輸出額が9.3倍に拡大し、全輸出額の30%以上を占めるに至った。

2002年まで最大の輸出品目であった「化学製品」(SITC大分類5)は、全輸出額に占める割合では2000年の32%から2004年は22%と10ポイント減少しているが、金額では同期間に33%拡大している。なお化学製品の主な内訳は、医薬品(2004年の化学製品輸出額の31%)、化学肥料(同25%)、リン酸(同13%)である。

その他、2002年までは化学製品に次ぐ輸出品目であった「非食品原材料」(SITC大分類2)も、輸出額シェアが2000年から2004年までに10ポ

イント減少し13%となったが、金額では21%増加となった。「非食品原材料」の主な内訳は、カリウム(2004年の非食品原材料輸出額の52%)とリン酸塩(同38%)である。

また「工業製品」(SITC大分類6)は、2000年以降、輸出が停滞傾向であり、全輸出額に占めるシェアも2000年の10.5%から2004年には6.7%に減少した。「工業製品」の主な内訳は、紙類(2004年の工業製品輸出額の23%)とセメント(同15%)である。

以上を要約すると、最近のヨルダンの輸出はアメリカおよびイラク向けの輸出額の増加、また品目としては、全体に拡大傾向にあるものの、衣料品の割合増加が特徴としてあげられる。また主要輸出先の多くと貿易協定を締結済みであることも特色である。

3. アメリカへの輸出

ヨルダンからアメリカへの輸出額の推移を示したのが図1である。2000年までの輸出額は毎年2500万~3000万ドルでほぼ横ばいだったが、

2001年以降に急増し2005年には12億6700万ドルとなっている。また表4は、貿易協定別の輸出額を示したものである。ヨルダン、前述のように1990年代後半以降にアメリカとの間で複数の貿易協定を締結しており、それぞれに優遇措置が異なるが、なかでもQIZ協定(1996年発効)を利用した輸出が2001年以降に急拡大している。この結果、2001年以降は、QIZ協定に基づく輸出額がアメリカへの輸出額の80%前後を占めるに至った。なお、2005年の特徴としてFTA(2001年12月発効)を利用した輸出が急増してい

る。FTAによる主な輸出品目(2005年実績)は、「宝石類」(SITC小分類897)と「女性用織物衣料」(同842)である(注5)。

QIZ協定による主な輸出品目と輸出額を示したのが表5である。QIZ協定による輸出品目は「衣類およびその付属品」(SITC中分類84)が圧倒的であり、特に2002年以降はQIZ協定に基づく輸出額の99%以上を占める。アメリカへの衣料品輸出については、2005年1月のWTO/ATC(繊維製品輸入割当制度)廃止に伴い貿易状況が大きく変化することが予想された(注6)。ヨルダンに

図1 アメリカへの輸出(1995~2005年)

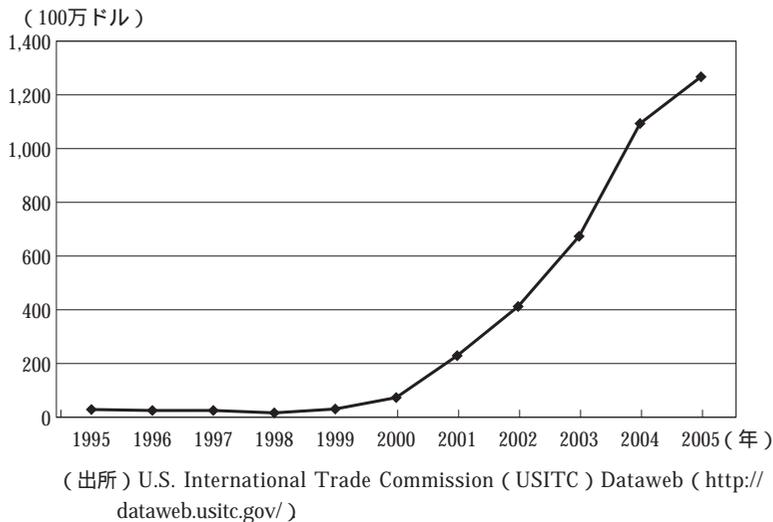


表4 アメリカへの輸出(貿易協定別)

	(単位: 100万ドル)									
	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	
GSP	3	4	5	10	9	6	35	90	12	
FTA	-	-	-	-	-	13	28	21	246	
QIZ	0	0	0	30	181	369	564	927	945	
非プログラム	22	13	26	33	39	24	47	55	64	
総計	25	17	31	73	229	412	674	1,093	1,267	

(出所) 図1に同じ。

表5 QIZからの主な輸出品(2000～2005年)

(単位:100万ドル)

SITC	品目	2000	2001	2002	2003	2004	2005
845	その他衣類	8	77	170	200	305	344
844	女性用メリヤス衣料	1	22	56	118	238	254
842	女性用織物衣料	11	37	74	138	194	156
843	男性用メリヤス衣料	1	17	44	68	111	101
841	男性用織物衣料	1	13	24	39	77	89
	小計	22	166	368	563	925	944

(出所)図1に同じ。

関しては、2005年の衣料品輸出は前年よりも拡大しているものの、増加率はそれまでの4年間と比べると鈍化している。また、品目別では、「女性用織物衣料」(SITC小分類842)と「男性用メリヤス衣料」(同843)の輸出額が減少した。この変化は、他の衣料品輸出国と比較した場合、どのように解釈できるだろうか。表6は、アメリカへ衣料品を輸出している上位25カ国・地域(2005年実績)を示したものである。上位25カ国・地域中で2005年に輸出額が前年よりも増加したのは、中国やインドなど12カ国と約半数の国であった。25カ国・地域を1人当たり所得で分類すると、低所得国5カ国、下位中所得国12カ国、上位中所得国2カ国、高所得国・地域6カ国となっているが、2005年に輸出額が増加したのは、低所得国の5カ国すべてと下位中所得国の7カ国であった(注7×注8)。ここから、WTO/ATC廃止後にアメリカへの衣料品輸出を増加させたのは比較的所得の少ない国が中心であり、下位中所得国のなかで明暗が分かれたといえるだろう。ヨルダンも下位中所得国に分類されるが、2005年は衣料品輸出額が拡大しており、2005年については衣料品貿易自由化のなかで国際競争力を維持したといえるだろう。

III QIZの仕組みと成果

前節では、ヨルダンの輸出が近年急拡大しており、なかでも①アメリカが2003年以降に最大の輸出先となったこと、②アメリカへの輸出の約80%がQIZ協定に基づくものであること、③QIZからの輸出のほぼ全量が衣料品であること、が明らかになった。本節では、QIZ協定の仕組みと成果について詳しく検討する。

1. QIZ協定の仕組み

QIZ協定はイスラエルと周辺国の経済的結びつきを深める手段として、イスラエルと和平条約を締結しているエジプトとヨルダンに対しアメリカが提案した輸出優遇措置である(注9)。QIZ協定に基づいて生産された財は、関税および数量割当なしでアメリカに輸出できる。QIZ協定は1996年に提案されたが、その時点ではエジプトは締結を見送り、ヨルダンのみが締結した(注10)。

QIZはその名のとおりに特別に指定された工業区域のことであるが、そこで生産されたすべての財がアメリカへ免税・割当なしで輸出できるわけではない。QIZ製の財と見なされるには、

表6 アメリカの衣料品輸入（上位25カ国・地域）

（単位：100万ドル）

		2005	2004	2003	2004 2005 増減率（%）
1	中国	26,014	18,240	14,925	42.6
2	メキシコ	7,628	8,209	8,406	-7.1
3	インド	5,132	4,118	3,640	24.6
4	香港	3,642	4,026	3,886	-9.5
5	カナダ	3,116	3,333	3,339	-6.5
6	インドネシア	3,069	2,060	2,336	17.8
7	パキスタン	3,010	2,656	2,320	13.3
8	ベトナム	2,793	2,637	2,416	5.9
9	ホンジュラス	2,697	2,752	2,575	-2.0
10	バングラデシュ	2,485	2,093	1,961	18.7
11	イタリア	2,423	2,554	2,470	-5.1
12	タイ	2,151	2,183	2,039	-1.5
13	韓国	2,098	2,769	2,737	-24.2
14	フィリピン	1,910	1,901	1,979	0.5
15	ドミニカ共和国	1,862	2,074	2,149	-10.2
16	グアテマラ	1,843	1,972	1,790	-6.5
17	台湾	1,737	2,215	2,295	-21.5
18	カンボジア	1,727	1,442	1,251	19.7
19	スリランカ	1,704	1,607	1,500	6.1
20	エルサルバドル	1,645	1,755	1,755	-6.3
21	トルコ	1,643	1,814	1,797	-9.4
22	マカオ	1,200	1,438	1,283	-16.5
23	ヨルダン	1,083	957	583	13.3
24	ペルー	823	694	519	18.6
25	エジプト	613	563	534	9.0
総計		95,570	89,828	83,312	6.4
上位25カ国・地域計		84,052	76,606	70,484	9.7

（出所）U.S. Department of Commerce, Census Bureau, Foreign Trade Division.

イスラエルとヨルダンの合同委員会による認定が必要である。認定条件は、2カ国の経済的協力関係に基づいて財が生産されていることである。具体的には、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。

①完成品の評価額価値割合で35%以上がイスラエル、ヨルダンのQIZ、ヨルダン川西岸・ガザ地区、もしくはアメリカで生産されること。またこの35%のうち、最低でも11.7%はヨルダンのQIZで、8%はイスラエル（ハイテク製

品は7%）で生産されること^{（注11）}。

②イスラエル、ヨルダンそれぞれで生産コスト（直接および間接コスト）の20%以上が費やされること。

③上記いずれかの数値は満たしていないが、二つの手段を組み合わせることで実質的に同等の効果があると合同委員会が承認するもの。

以上、三つの条件のいずれかを満たせばどのような財でもQIZ製としてアメリカへ免税・割

当なしで輸出できるが、当初より衣料品生産企業によるQIZスキームの活用が期待された。当時のアメリカへの繊維製品輸出にはWTO/ATCや約30%の関税などの障壁があったが、QIZ製と認定された財は免税・割当なしとなるからである。

最初のQIZに認定されたのは1998年3月のアル・ハッサン工業地区で、その後徐々に増え2005年時点で13カ所が認定され、そのうち8カ所が稼働中である(表7)。QIZには公設のものと私設のものがあり、QIZの過半はアンマン周辺にあるが、多くは新規に開発された工業地区であり周辺都市からは離れた場所に位置する。

QIZには認定製品のアメリカへの輸出優遇措置以外にも、通常のフリーゾーンと同様の優遇措置もある。例えば、投資促進法(1995年)に沿

う投資の場合は所得税と社会保障税の最低50%が10年間軽減される。その他、外国人出資比率・利益の海外送金に制限のないことや、輸出向け製品の間接輸入の免税などの措置がある。

2. QIZ設立の成果

QIZ協定は、ヨルダン経済にどのような影響を与えているだろうか。ここでは、生産、投資、雇用、生産過程、流通の面からQIZの成果を検討する。

生産

QIZスキームに基づく生産額はアメリカへの輸出額とほぼ一致するはずであり、表4から2000年以降に生産が増加したことがわかる。QIZ協定は1996年に合意されたが、最初のQIZ認定は98年3月、QIZ協定に基づいて99年まで

表7 ヨルダンのQIZ

	名称	所在地	アンマンからの距離	設立	認可年	稼働状況
1	アル・ハッサン工業地区	イルビッド	北80km	公設	1998	稼働
2	アル・フセイン・ビン・アブダッラー2世工業地域	アル・カラク	南118km	公設	1999	稼働
3	アカバQIZ	アカバ	南300km	公設	2000	非稼働
4	アル・ディライル工業地区	アル・ディライル	北東45km	私設	1999	稼働
5	アル・タジャムート工業地域	サハブ	東20km	私設	1999	稼働
6	サイバー・シティ地区	イルビッド近郊	北80km	私設	2000	稼働
7	アル・カスタル工業地区	クween・アリア 国際空港近郊	南30km	私設	2000	稼働
8	アル・ザイ既製服工場	アル・ルセイファ	北東20km	私設	2000	稼働
9	アル・マシュタQIZ	クネイトラ	南30km	私設	2000	非稼働
10	ゲートウェイ地区	キング・フセイン 橋南	西50km	私設	1999	非稼働
11	ヒルウッド・ハシミテ大学	アル・ザルカ・ ハシミテ大学	北東30km	私設	2001	非稼働
12	アル・ハラバット工業地区	カスル・アル・ ハラバット	北東30km	私設	2004	稼働
13	アル・マワレド	アル・ムワカル	南東40km	私設	2004	準備中

(出所) Jordan Investment Board(<http://www.jordaninvestment.com>), Josource(<http://www.josource.com>)などに基づき作成。

に設立された企業は2社と、当初はQIZスキームの利用はあまり活発でなかった。その理由として、QIZ協定の条件を満たすのに必要なイスラエル企業とのビジネスに消極的であったことがあげられた[Gaffney 2005]。しかし徐々にQIZ協定の政治的側面は後退し、2000年以降はQIZスキームを活用しての生産(輸出)が急拡大した。

投資

表8はQIZ設立から5年間のQIZへの海外直接投資(FDI)の流入状況(国籍判明分)を示したものである。合計で58件、3億8195万ドルの投資があったが、うちアジア企業が34件と過半数を占めている。なかでも台湾とパキスタンが各9件とアジアでは最多の投資件数国となってい

表8 QIZへの直接投資(1999～2003年6月)

	件数	投資額(1,000米ドル)
UAE	10	35,000
台湾	9	83,000
パキスタン	9	42,000
アメリカ	6	79,850
香港	4	25,000
インド	4	13,500
中国	3	34,000
イスラエル	3	5,600
スリランカ	2	22,000
トルコ	2	12,000
韓国	2	9,500
オランダ	1	6,500
イギリス	1	6,500
バングラデシュ	1	4,500
オマーン	1	3,000
合計	58	381,950

(注) (1) ヨルダン企業による投資は除く。

(2) ヨルダン企業との合併でのヨルダン企業出資分は除く。

(3) 外国企業同士の合併はそれぞれの国籍でカウント。

(出所) Sayegh (2003)

る。QIZに投資したアジアの国はいずれもWTO/ATCによって一部衣料品の輸出に割当が課されていたため、割当のないQIZに早期に進出したものと考えられる。

周辺国では、UAEからのFDIが10件と国別では最多となっているほか、イスラエル(3件)、トルコ(2件)、オマーン(1件)からの投資がみられる。また、ヨルダン企業による投資は、2002年末の判明分で8件(および外国企業との合併が1件)であった。

国別の投資額では台湾が8300万ドルで最も大きく、次いでアメリカ(7985万ドル)、パキスタン(4200万ドル)となっている。件数当たりの平均投資額では、アメリカが1件当たり1330万ドルと最も多く、次いで中国(1133万ドル)、スリランカ(1100万ドル)、台湾(922万ドル)となっている。

雇用

2004年までのQIZにおける雇用状況を示したのが表9である(注12)。QIZの2004年末時点での雇用者数は計4万4673人と推計され、そのうちヨルダン人が2万3688人と約半数となっている。各工場における外国人労働者の割合は、労働法では初年度30%未満、2年目以降に減少し4年後には10%以下と規定されているが、実際は年々増加しているのが現状である。QIZ内でのヨルダン人労働者比率が減少傾向にある理由としては、ヨルダン人労働者の不十分な技能や工場労働・長時間労働に対する忌避などがあげられている[Kardoosh and al-Khoury 2004]。

QIZで働くヨルダン人労働者のうち約70%を女性が占め、そのうち3分の2以上が25歳以下で初めての就労である[World Bank 2005b]。また約90%の女性労働者が独身である。QIZは前述のように都市から離れた新開発地区に位置す

表9 QIZでの雇用

	2001	2002	2003	2004
QIZでの雇用(合計)(人)	19,000	23,500	26,553	44,673
うちヨルダン人	13,300	13,900	15,214	23,688
うち外国人	5,700	9,600	11,339	20,985
QIZ労働者に占めるヨルダン人比率(%)	70	59	57	53
製造業全体の労働者に占めるQIZの割合(%)	16.4	18.2	20.2	-

(注) 2003年までは産業貿易省, 2004年は労働省による推計。

(出所) Kardoosh and al-Khour(2004), Gaffney(2005)

表10 アカバ港とハイファ港からアメリカへのコスト比較(2002年)

(単位:米ドル)

	米東海岸(New York)まで		米西海岸(Los Angeles)まで	
	アカバ	ハイファ	アカバ	ハイファ
輸送時間(日)	30 ~ 33	17 ~ 22	35	45
トラック輸送コスト	400 ~ 500	750	620	750
海上輸送コスト	2,200	2,900 ~ 3,200	3,000	3,000

(出所) Ministry of Planning(2002)

ることが多いため, QIZ近辺の農村住民にとって貴重な就労機会を提供している。しかしながらヨルダン人労働者の雇用に関しては, 労使とも満足していない状況も報告されている。雇用者にとっては, ヨルダン人労働者が技術習得に消極的で生産性が低く, また長時間労働や残業を受け入れたがらないことに不満である。一方, ヨルダン人労働者は低賃金や劣悪な労働条件, 先行きの不透明感などに不満をもっている[World Bank 2005b]。その結果, QIZにおける離職率は国内平均の4倍に上るとの推計もある。

生産過程

QIZの衣料品企業の多くは, ウォルマート(Wal-Mart), Kマート(K-Mart), ターゲット(Target)といったアメリカのディスカウント・ストア向けの低価格標準品を生産している。ま

た, 裁断・縫製・装飾といった最終生産段階のみを行う企業がほとんどである[Ministry of Planning 2002]。そのため生産コストが競争力確保の最も重要な要因となっている。

原材料に関する国内調達ほとんどみられず, 例えば布地の90~95%が輸入である。またヨルダン国内企業と取引のあるQIZ企業は, ヨルダン企業の納期の遅れ, 低品質, 長期契約への消極性などを指摘している[Kardoosh and al-Khour 2004]

流通

QIZで生産された財は, ヨルダンのアカバ港かイスラエルのハイファ港からアメリカへ輸出される。二つの積出港のコストを比較したのが表10である。コストを比較すると米東海岸までの所要日数以外ではアカバ港からの輸送が有利に

みえるが、計画省による2002年の調査では調査対象の14社のうち7社がハイファ港を、6社がハイファ港とアカバ港の両方を利用していった。その理由としてハイファ港には多くの国際海運会社がオフィスをもつこととともに、アカバまでの陸上輸送の不安やアカバ港での積出し手続きに時間がかかることなどが指摘された[Ministry of Planning 2002]

3. 今後の見通し

QIZスキームによる衣料品輸出は、WTO/ATC廃止にもかかわらず2005年は拡大したが、今後いくつかの要因がQIZ協定に基づく輸出に影響すると考えられる。ひとつは、中国の輸出規制の動向である。中国はWTO/ATC後の貿易摩擦を回避するために2005年1月から衣料品の一部に輸出税を導入したにもかかわらず、アメリカへの衣料品輸出は急増した。そのためアメリカは2005年5月に中国製衣料品の一部に対してセーフガードを発動、それに対抗して中国は輸出税を撤廃するなど貿易摩擦が起こった(注13)。その後、中国とアメリカは2008年末まで有効の包括繊維協定に合意し、中国の衣料品の一部について年間の輸出量の増加率を10～17%に抑制することになった。中国製衣料品に関しては実質的にWTO/ATC廃止が延期された形となった

のである。その結果、QIZ協定による特権の一つである割当なしという優遇措置は、中国製品に関しては少なくとも2008年末まで有効となった。しかしながら他の途上国との関係では、割当なしというQIZ協定の優遇はなくなり、また中国製品との競合も中長期的には制度的優位性を失うことは間違いない。今後QIZ協定の優位性が失われていくなかで、外資系企業がQIZで生産を継続するかどうかは未だ明白でない。

今後のQIZに影響を与える要因の二つめは、エジプトのQIZとの競合である。エジプトも2004年12月にヨルダンと同様のQIZ協定を締結した(注14)。そして2006年2月までに548企業がQIZスキームによる輸出資格を得た。そのうち約75%が繊維部門の企業であり、すでに60企業以上がQIZ協定に基づいた輸出を行っている。エジプトは伝統的な綿花生産国で、以前から繊維製品を主要輸出品としていた。エジプトは国内に原材料から完成品までのすべての生産基盤をもち、ヨルダンに比べ安価な労働力も豊富である。またアメリカからの距離もあまり変わらないなど他の条件も類似である。エジプトのQIZとの競合は今後のヨルダンのQIZにとって大きな脅威となりうるだろう。

QIZスキームをめぐる三つめの変化はヨルダン - アメリカ自由貿易協定である。QIZとFTA

表 11 QIZ協定とFTA

	QIZ	FTA
輸出優遇措置 ローカルコンテンツ 対象産業 対象地区	免税、割当なし イスラエル8%(ハイテク製品は7%),ヨルダン11.7% 工業部門 指定地域	原則10年以内に関税撤廃 35% 全産業 国内全土

(出所) Atlas Investment Group(2005)

を比較したのが表11である。QIZとFTAの大きな違いは、原産地比率と生産可能地域である。QIZではイスラエルの比率が必要であるが、国内の付加比率はFTAの3分の1である。一方、生産地域ではQIZが指定地域のみであるのに対しFTAは国内全土が対象である。QIZスキームは、短期的にはFTAと棲み分けられるようにFTAの関税削減スケジュールが設定されており、またFTAと要件が違うため全面的に競合するわけではないが、中長期的にはFTAの影響を受けると考えられる。

4. QIZ協定と産業発展

前項まででみたように、ヨルダンではQIZ協定によって縫製業への投資が起こり、衣料品生産という新たな産業が発展した。衣料品は現在までにヨルダンで最大の輸出品目となり、雇用面でも主要な雇用吸収先となった。QIZ協定のどの面が縫製業発展に寄与したのだろうか。

QIZ協定が縫製業の発展をもたらしたのは、協定によって人工的な優位が創出されたためである。QIZスキームを利用できる企業は、アメリカへの衣料品輸出に関して免税・割当なしという排他的ともいえる地位を確保できる^(注15)。繊維製品はアメリカへの製品輸出で最も貿易制限のある品目の一つであり、関税・非関税障壁の両方を免除されることは、いわば参入障壁の内側に入る特権を得ることである。特に非関税障壁に直面していた外国企業にとっては、それまで閉め出されていた市場に参入できる機会であり、免税・割当なしという優遇措置が投資の決定要因となったと考えられる。その結果、それまでヨルダン国内にほとんど縫製業が存在しなかったにもかかわらず、数年間で最大の輸出品

目になるまでに発展した。

しかしながら、協定によって作られた優位を前提にする限り、発展の見込める産業は協定の内容に規定されることになる。協定によって十分に有利な条件を獲得できない産業への投資は見込めないのである。一方、協定によって新たに起こる産業は、相手国の市場向けに生産を行うこととなるため、自国(生産国)の市場規模に生産量が制限されず最適な生産規模を追求できる。またヨルダンのQIZの場合は、FDIによって生産技術、資本、顧客企業の情報といった経営資源も海外から流入した。それに加え、労働力も熟練・非熟練を問わず外国人労働者が多い。つまりヨルダン国内の資源賦存状況は縫製業発展の制約条件にならなかったといえるだろう。

QIZ協定によって新産業が出現したにもかかわらず国内の他の産業への波及効果が少ないのは、国内の産業構成状況と無関係に人工的に作り出された優位に基づいて新産業が発展したため、技術のスピルオーバーや現地企業との取引が少ないためだと考えられる。現在でもQIZはあくまで特区であり、ヨルダン国内の経済発展過程とのつながりは希薄である。QIZ協定がヨルダンの地場産業の発展に寄与し得るかは現在のところ明白でない。またQIZ協定による人工的な優位だけを活用した生産では、優位の消失とともに産業も衰退することになる。貿易自由化の流れのなかで、中長期的にはQIZ協定の制度的な優位は縮小していくと考えられる。縫製業の持続的な発展を可能にするためにはヨルダンの国内資源を活用して差別化をはかるなど、与えられた優位に依存しない生産体制を築く必要があるだろう。

おわりに

ヨルダンでは、イスラエルとの経済的結びつきを深める手段としてアメリカが提案した貿易協定であるQIZ協定を活用して縫製業が発展した。QIZ協定によって創出した優位が海外投資を呼び込み、アメリカへの新たな輸出品目として衣料品の生産が始まったのである。ヨルダンのQIZは、貿易協定は相手国市場へのアクセスで第三国よりも優位を確保することでFDIを誘致し、新たな産業発展を促す手段になり得ることを示している。特に、貿易規制の多い繊維製品などの品目では、大きな市場へのアクセスを確保することはFDI誘致の決定要因となる。それ以外にも、先進国と発展途上国との貿易協定では、通常途上国側への経済協力を含み、協定締結国の経済発展を直接支援する。

貿易協定は、途上国にとって人工的な優位の創出や貿易制度整備を通じ、FDI誘致や産業発展に結びつくことが期待できる。一方、貿易協定によって作られた優位は永続するものではないため、持続的発展には排他的制度に頼らない比較優位を確立する必要がある。

(注1) 対象となる20カ国・地域とは、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、イエメン、エジプト、オマーン、カタール、キプロス、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、パハレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、UAEである。

(注2) GSPは主に発展途上国を対象とした関税免除制度であり、現在までに約140カ国を対象に3500以上の財について関税免除措置がとられている。しかしながら、原油以外で、中東諸国からの主要輸出品で

ある衣料品の一部はGSP対象外である。その他、靴、かばん、革製品、鉄、電化製品の一部なども対象外となっている。

(注3) EU連合協定の詳細については土屋(2005)を参照。

(注4) 2005年1月から自由貿易を実施した17カ国・地域とは、イエメン、イラク、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、スーダン、チュニジア、パハレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、UAEである。

(注5) 2005年に関しては、宝石類はFTAによる輸出の46%を、女性用織物衣料は同33%を占める。その他の輸出品目も衣料品(SITC小分類841, 844, 845)であり、これら5品目でFTAによる輸出額の96%を占めた。

(注6) WTO/ATC廃止後の貿易状況の変化予想については、Nordas(2004)を参照。

(注7) 所得分類は1人当たりGNIによる分類であり、世界銀行の2004年基準に基づく。2004年基準では、低所得国は1人当たりGNIが825米ドル未満、下位中所得国は同825米ドル以上3225米ドル以下、上位中所得国は同3256米ドル以上1万0065米ドル以下、高所得国・地域は同1万0066米ドル以上の国である [World Bank 2005a]

(注8) 25カ国・地域中で低所得国は、インド、ベトナム、パキスタン、バングラデシュ、カンボジアであり、下位中所得国は、中国、インドネシア、タイ、フィリピン、スリランカ、ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、ヨルダン、ドミニカ共和国、ペルー、エジプト、上位中所得国はメキシコ、トルコ、高所得国・地域は香港、カナダ、イタリア、韓国、マカオ、台湾である。

(注9) イスラエルとアメリカのFTAをQIZに関しても適用することで、自由貿易(関税および割当なし)を可能にするものである。なお、パレスチナもQIZスキームの対象である。

(注10) エジプトは2004年12月にQIZ協定を締結した。

(注11) 当初はイスラエル側での最低付加価値割合も11.7%であったが、1999年2月に5年間の時限措置としてイスラエルでの評価額価値は8%(ハイテク製品は7%)とされた。本来ならばこの措置は2004年2月までであるが、その後もイスラエルでの最低評価額価値割合は8%となっている。

- (注12) 雇用者数統計はさまざまな推計値があり、例えば2003年末時点の雇用者数も2万6313人から4万5182人まで出所によって異なる推計がある。その理由としては、集計エラーとともに、短期労働者をカウントしているかどうかの違いがあるとの指摘がある[Lovegrove 2004]
- (注13) 中国は2005年1月から148品目の繊維製品に対して輸出税を課していたが、6月1日からはそのうち78品目について輸出税を撤廃した。
- (注14) エジプトのQIZ協定では、イスラエルの比率が11.7%とヨルダンのQIZ協定よりも高率になっているが、それ以外の点はほぼ同様の内容である。
- (注15) QIZ協定以外にもAGOA(African Growth and Opportunity Act)など、一定の条件を満たすとアメリカへ免税・割当なしで繊維製品を輸出できる協定はある。

【文献リスト】

日本語文献

- 土屋一樹 2005. 「EU・地中海パートナーシップと経済成長 シリア, ヨルダン, レバノンの取り組みと経済成長へのインパクト」『現代の中東』No.38 2005年1月.

外国語文献

- Atlas Investment Group 2005. "Jordan Economic Report : International Trade & the External Sector." (www.atlasinvest.net)
- Bolle, Mary Jane 2006. "Middle East Free Trade Area : Progress Report." CRS Report for Congress, US

- Department of State. (<http://fpc.state.gov/>)
- Department of Statistics 2005a. *External Trade Statistics 2004*(CD-ROM) The Hashemite Kingdom of Jordan.
- 2005b. *Statistical Yearbook 2004*. The Hashemite Kingdom of Jordan.
- Gaffney, Joseph Patrick 2005. "Jordan's Qualified Industrial Zones : A Qualified Success?" M.A. Thesis, University of Pennsylvania.
- Kardoosh, Marwan A., and Riad al-Khouri 2004. "Qualifying Industrial Zones and Sustainable Development in Jordan." Cairo : Economic Research Forum.
- Lovegrove, David 2004. "MSE Development Phase One, Design." Final Report. USAID AMIR program.
- Ministry of Planning 2002. "Qualifying Industrial Zones : An engine for growth or not?" Competitiveness Unit.
- Nordas, Hildegunn Kyvik 2004. *The Global Textile and Clothing Industry post the Agreement on Textile and Clothing*. Geneva : WTO Publications.
- Sayegh, Lutfi 2003. "Investment Promotion Sectoral Strategy 2004-2006 : Garment Sector." Final Report. USAID AMIR program.
- USTR 2006. *U.S. Generalized System of Preferences Guidebook*. Washington, D.C.
- Wahish, Niveen 2006. "When the time is right." *Al-Ahram Weekly*, March 9-15.
- World Bank 2005a. *World Development Indicators 2005*. Washington, D.C. : World Bank.
- 2005b. "The Economic Advancement of Women in Jordan : A Country Gender Assessment." Social and Economic Development Group, Middle East and North Africa Region.

(つちや いちき / 在カイロ海外派遣員)